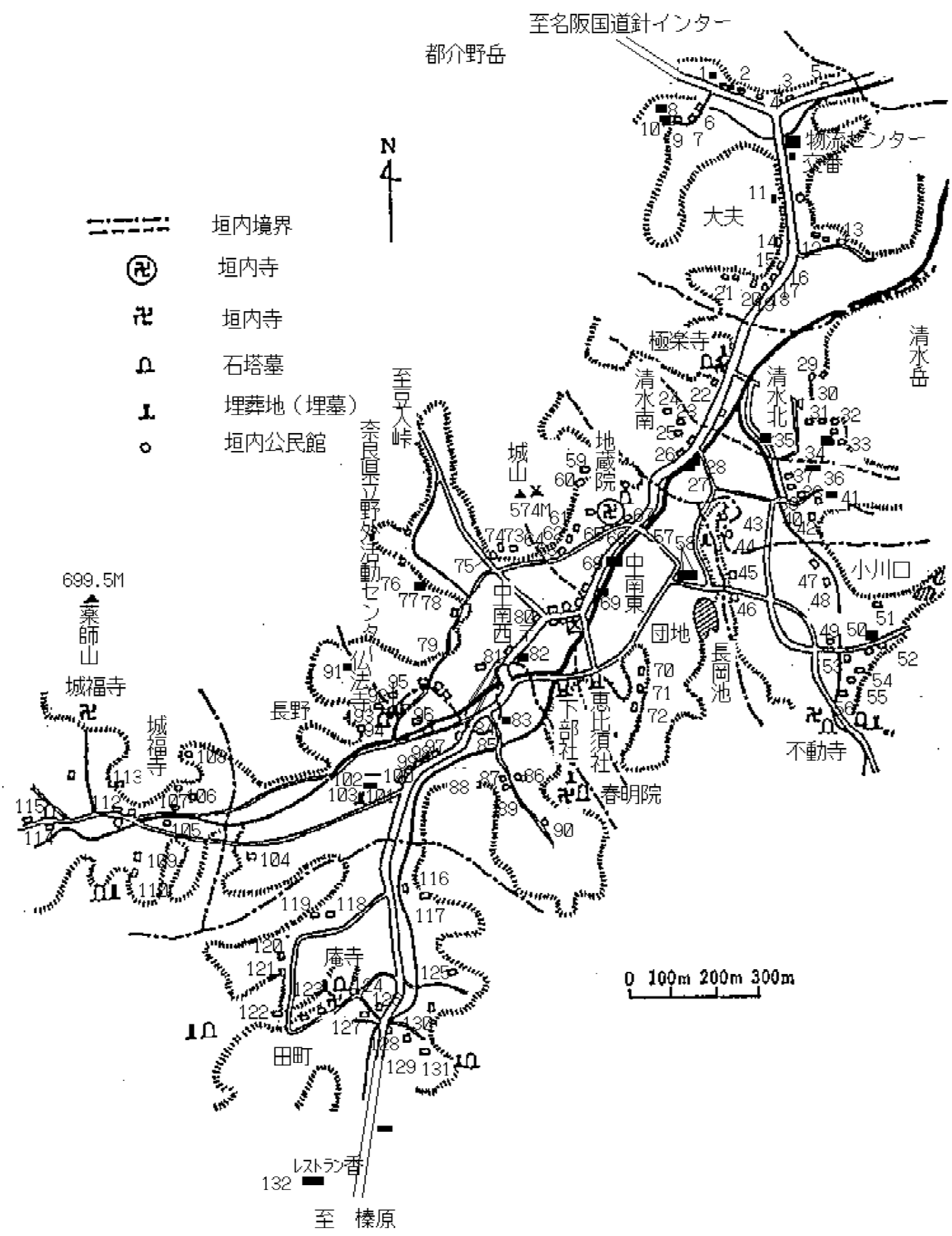


都祁村吐山世帯配置図

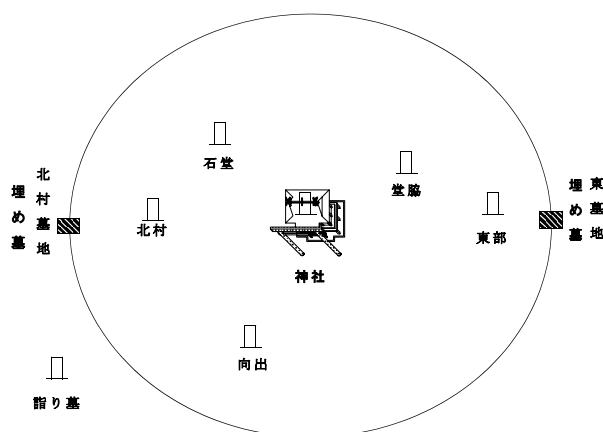


一 概況と問題の所在

1 問題の視座

この地域の墓制の特徴をあげるとするならば、一つは典型的な両墓制が存在することであり、その二は埋め墓が男女別・年齢別に区分された墓地が存在することであろう。理念的なムラの景観は、ムラの中央に神社があり、それを取り巻くようにムラ人の屋敷と各垣内の寺（垣内寺）がある。垣内寺は各垣内住民の会所（集会所）であると同時に、そこには詣り墓が建てられていることに象徴されるように死者の祭祀供養の場でもある。祭祀の場として、ムラの祭りを中心とした神社と、死者祭祀の空間としての垣内寺に区分できる。死穢を忌み、穢れを忌避するムラの祭祀空間と、家族が中心となり死者（祖先）を供養する墓地の空間は、相互に対立・拮抗しながら、全体としての村落秩序を構成している。死穢の場としての「埋め墓」は、居住空間と耕地の外側、ムラの境界におかれていたが、仏教思想に影響された死者の祭祀供養の観念の浸透とともに「詣り墓」という形で居住空間のなかに入ってきた。その象徴的な役割を果たしたのが、垣内寺であろう。これが、都祁村での調査を通じてのこの地域の墓制に対する私の認識である。一九九〇年三月に奈良県山辺郡都祁村針の墓制について、私は次のように問題点を整理した（「都祁村の民俗と社会—奈良県山辺郡都祁村針調査—予備的報告」『創造』一九号）。

針の墓制は明確である。ムラの中央に神社があり、集落のはずれ東西に埋墓があり、かつそれぞれの垣内には無住の寺（垣内寺と呼ぶ）があり、その側には石塔墓（詣り墓）が建てられている（東の垣内には二カ所の石塔墓がある）。概念図は図1の通りである。神社を中心として、ムラの東西に埋墓があるのは、葬列が神社の前に通らないようにとの配慮からであり、神社から東にある家は東の埋墓へ、神社から西にある家は西の埋墓へ埋葬するのだ、という。



針の墓制は典型的な両墓制ではあるが、埋墓（ミバカと呼ばれている）の様子は東と西では異なっている。東の埋墓は「東墓」あるいは「墓山墓地」と呼ばれている。墓山墓地は、小さな丘の斜面を利用して造成され、墓地は家を単位として区画されている。それにたいして、西の埋墓は「西墓」あるいは「北村墓地」と呼ばれ、埋葬地 (burial ground) を小さな丘の斜面を利用して造成していることについては同じであるが、埋葬地を死者の年齢によって階梯的に区分し、また二つの系統の家々（イトウ）

がその一角を専有している点で、墓山墓地とは異なっている。死者の年齢で埋葬地を区分するような形態をここでは「年齢階梯制墓地」と呼び、イトウで一定の区画された埋葬地を専有している形態を「イトウバカ」とここでは呼んでおくことにする。

現在の年齢階梯制墓地は、昭和四五年前後に整備されたものであるという。墓地の入口には六地蔵が建てられ、その面前には小さな空間（斎場）があり、その中央には棺を置くための石の台が備えつけられている。そこから奥に、上に向かって帯状に階梯化された埋葬地が造成されている。最下段が二〇歳代以下の埋葬地であり、それから上に、二・三〇歳代、四・五〇歳代、六〇歳代、七〇歳代、八〇歳代、最上段は九〇歳代と社守とその経験者が埋葬されるという。死亡した者はその年齢に応じて順番に埋葬され、年齢によって区画された埋葬地が一杯になると最初に戻って場所を掘り返し、再び埋葬されるという。イトウバカはこの年齢階梯制墓の一角を区画し、埋葬地を造成している。イトウバカは二つの区画があり、二つのイトウ（今西家と奥谷家のイトウ）が専有しているが、ともにこのムラの草分けともいえる古い家筋であるとされる。

このように北村墓地が整備される以前は、この墓地はもっと雑然としたものであったという。もちろんイトウバカはあったし、死者の年齢が高くなるほど奥（高い）方へ埋葬されたことは同じであるが、それほど明確な形で区画されたものではなかった。と同時に、死者の年齢とともに、ムラのなかでの家の地位（これを「家柄」と呼んでおく）が埋葬場所にも反映され、その地位が高いほどその年齢区域のなかでも高い場所に埋葬されたという（このような北村墓地の旧埋葬地の状況は、都祁村針が別所において現在においても見られるものである）。このような埋葬地が変更されるのは、①若年層の死亡者が少なくなることによって年齢による埋葬区域の変更が必要になったこと、②家柄による埋葬地の違いが、「非民主的」と意識されるようになったこと、による。

石塔墓（セキトウバカ・タッチュウバカ等と呼ばれている）は、北村・石堂・向出の垣内ではそれぞれ一カ所、東部垣内には二カ所にある（この理由については垣内の項を参照）。石塔墓のある場所には、垣内寺（寺と言っても垣内の集会所のような建物であるが）が建てられている。かつて明治時代の頃にはこの垣内寺には、聖（ヒジリ）が住み着いて墓守にあたっていたとされるが、この点については詳細は不明である。

私たちは、それぞれの垣内の石塔墓について詳細な〈墓石〉の配置図を作成しているが、まだ完成していない。今後の調査によって、この配置図を完成させ、垣内の石塔墓の形成について明らかにしていきたい。

針の墓制については検討されなければならないいくつかの問題がある。たとえば、①なぜ東と西の埋葬ではその形態が異なっているのかということ、②北村墓地において、なぜ二つのイトウが埋葬地を異にしているのかということ、③なぜ埋葬地が年齢階梯的に区分されるのか、等の問題がすぐに浮かんでくる。今後に残された課題は多いが、特に年齢階梯制墓地については、①その形成の時期については、すでに考古学の分野からもその報告があるように、きわめて古い形態であろうということ、②分布領域からいっても大和高原一体に広く分布した墓制であること、③現実のムラの社会構造をどのように反映しているものであるのか、これらのことを念頭において検討が必要であろう。

もう一つの問題は、垣内寺の問題である。この問題について蒲生氏は興味深い見解を示している。

垣内の共同の生活の一つとして「彼岸の道作り」が年中行事になっている。彼岸の日に各戸より、一人ずつ出て午前中道作りに奉仕し、午後は酒食を共に会するのであるが、この際還暦を迎えた老人のある家、満一六歳になって垣内の公的会合に出席を許されるに至った男子のある家等からも、「もりて」と称して何程かの金を出し、酒食の費に当てている。また、

その費用の補足として各戸の負担による垣内の経済からも支出されるのであり、村民の行動のなかに示された苦楽を共にする共同の生活、あるいは結婚、死亡の際に現れた垣内集団の機能は、垣内としての強い精神的結合によってのみ可能ならしめるものであり、その支柱が垣内寺の中に秘められているのではないかと思う（前掲、二五七・八頁）。

蒲生氏は、トウマイリのなかにこの地域の親族関係の特質を読み取り、垣内寺のなかに地縁関係の象徴的な意味を読み取っている。この垣内寺が石塔墓＝祭祀供養の場と一体となっている空間であることを考え合わせるとするならば、この空間のなかに地縁的な関係と地縁＝親族（仏を共有する）関係の絡み合い・重畳的な関係を読み取ることができるように思える。

ところで、両墓制をめぐる法的な問題についてもここで若干触れておこう。明治以降の一連の墓地法制のなかで、両墓制が〈否認〉されてきたのはすでに明らかにされてきたことである。しかし、法的に〈否認〉されてきたといっても、現実には両墓制の習俗は今日に至るまで維持されている。この場合、埋墓（埋葬地）は法的に墓地として認めるが、「詣墓（石塔墓）」はその土地は法律上「墓地」ではなく、またそこに建立された石塔等も「墳墓」ではなく、一種の供養碑をして解釈されたことになる。ただ、明治一八年に「詣墓」に誤って墓地として地券を発行したとする滋賀県の伺いにたいして、内務省はその地券の発行を取り消すには及ばず、と回答している。この意味では、「詣墓」を地券の発行時において「墓地」として認定したものについては、それ以降も墓地として取り扱われてきたものと思われる。このような「詣墓」がどの程度あり、またこのような「詣墓」が市町村の実務レベルでどのような取扱になっているかということについては、これまでその報告例について私はしらない。しかし、今回の都祁村の調査でこの「詣墓」＝石塔墓が「埋葬セザル墓地」として「墓地台帳」（この墓地台帳には「明治三八年調製」とある）に記載されていることを知った。どのような経過のなかで、「詣墓」が「埋葬セザル墓地」として「墓地台帳」に記載されたかは明治期にまで遡って調査しなければならないであろうが、いずれにしても実定法上は詣墓は「墓地」ではないにしても、実務レベルでは「墓地」として承認されている「詣墓」があること、また〈生ける法〉としては「埋葬セザル墓地」という観念が存在することを承認すべきであろう。

針の墓制については、これ以上触れるつもりはない。しかし、その後の調査でわかった問題について、若干付け加えておかなければならない。針の東墓地は家毎に区画されていることはすでに述べたとおりであるが、この墓地は昭和四〇年代のはじめ名阪国道の工事によって半分が削られ、墓地の一部を反対側に移転した。この墓地移転の工事の時、埋め墓であるこの墓地から三〇センチほどの大量の「一石五輪塔」が掘り起こされている。この「一石五輪塔」をどのように理解するかは難しい。

【補注】田岡香逸氏がこの一石五輪塔と両墓制の問題について言及している。田岡氏によると、一石五輪塔は永禄から天正慶長年間に盛んに造られ、詣り墓それも寺の境内の内墓に多く建てられたとする。私が見た「一石五輪塔」は埋め墓にあるものであるが、田岡氏の指摘と重なり合いものがあるかもしれない（『民俗』5-2〔1961〕）。

現在の問題意識もこの問題の連続線上にあるが、吐山と針の墓制の比較をここで若干整理しておこう。

①吐山の墓地は垣内を単位していて、「垣内入り」が認められた者だけが墓地を使用する

ことができる。墓地の類型としては、入会地と同様な性格をもついわゆる「ムラ墓地」に
 であるが、その単位となっているのはムラ（大字）ではなく、垣内である。吐山において
 は、全ての垣内の墓地（埋め墓・詣り墓ともに）の経営者および管理者は、各垣内の組頭
 である。

②針では、埋葬地（埋め墓）はムラ（大字）所有であり、詣り墓のある垣内寺は垣内の所
 有である。それにたいして、吐山では埋葬地（埋め墓）と詣り墓の双方がともに垣内所有
 であり、埋め墓と詣り墓はきわめて隣接した地域にある場合が多い。

③吐山では、針のように、神社を中心としてムラの境に埋葬地があり、居住空間のなかの
 ある垣内寺に詣り墓があるという構造は一見したところ見ることができない。しかし、詳
 細に検討してみると、埋め墓が詣り墓の近くに移転された形跡があり、このことを斟酌す
 れば、針と同様な構造が見られることになるだろう。

【本調査の方法】

私たちは一九九二年から一九九五年までの調査で、吐山の石塔墓の全てについて調査を
 行った。調査対象は「現在使用している墓地」（個人有の草尾墓地と保仙墓地はまだ整理
 ができていない）である。したがって、墓地は別の施設で安置されている碑等は調査の対
 象から外している。墓地は調査の方法は次の通りである。

①墓石の配置図の作成

各墓地毎に墓石の配置を作成した。配置図は、可視的に区分されていると思われるブロ
 ック毎にナンバーをふり、そのブロックの墓石毎に再び番号をふっていった。「〇〇ー□
 □」という場合、〇〇がブロックの番号であり、□□がブロック内の番号である。ブロ
 ック分けは調査のための技術的な整理のためのものであり、それが家の区画のように意味を
 もつものではない。

②墓石の調査

墓石の調査は、形・形態・高さ・建立年、さらに全ての墓石の表・裏・左右に刻まれた
 字を書き写すことにした。

1 形は、角注型（A・B） 位牌型（C） 尖角形（D） 五輪塔型（E） 舟型（F）
 板碑型（G） 自然石型（H） 宝塔型（I） 層塔型（J） 宝篋印塔（K） 卵塔
 ・無縫塔（L） 丸彫像碑（M） 円柱型（N） 傘塔婆型（O） その他（P）に分類
 した。この分類は竹田聴洲氏の分類に負っている（下、17-18頁）。

2 形態は、個人墓 夫婦墓 集合墓 家族墓 子墓に分類にしている。それぞれの定義
 は次の通りである。

「個人墓」は、一つの墓石に一人の名前（戒名）が刻まれているものの内、子墓ではない
 ものである。1人の大人に子どもの戒名が併記されている場合も個人墓とした。

「夫婦墓」は男女二名の戒名（子墓を除く）が刻まれているものであり、男女二名に加
 えて子どもの戒名が刻まれているもの、一人の男性に二人の女性の名前が刻まれているもの
 も夫婦墓に分類した。男性が再婚をした場合にはこのような形態の墓ができるからである。

「家族墓」は家名が刻まれている墓石であり、「集合墓」は三人以上の男女（子どもだけ
 の墓は「子墓」に分類した）の戒名が刻まれている墓石で「夫婦墓」ではないものあるい

は個人や家を特定しない供養墓も「集合墓」に含めた。集合墓の分類は調査の途上で加えたものである。墓地の狭隘さから、個々の墓を廃棄して集合墓の形態の墓を建立した可能性があるからである。「先祖代々」とだけ刻まれていて家名が刻まれていないものは、「集合墓」あるいは「家族墓」に分類するかはその都度判断した。

「子墓」は、「童子・童女」のように子どもを対象とした戒名をもつ墓である。成人した男女を合祀されているときは子どもの存在を無視したが、「子ども」だけを複数合祀していたとしても集合墓ではなく「子墓」に分類した。この「子墓」については用語上若干の問題を残している。つまり、この地域のなかでは三～五歳以下で死亡した場合には通常の墓地でなく、別の墓地に埋葬される。この墓地も「子墓」と呼んでいる。両者を区別しなければならないが、今この両者を区別することばをもっていない。「童子・童女」という戒名は必ずしも四～五歳以下ではなく、文字通り「成人以前の子ども」につけた戒名であり、この意味でも区別をしなければならない。

3 高さ 墓石の高さを計測した。原則として地面からの高さを計測した。墓石と台座が一体としてある場合には台座の高さを含めて計測した。

4 建立年 墓碑に建立年が刻まれている場合には、その年が建立年となる。しかし、墓石のなかに必ずしも建立年が記載されているとは限らない。墓の建立年の記載されていないとき、死亡年が記載されている場合にはその死亡年をとりあえず「建立年」と考えた。夫婦墓のように死亡年が二つある場合には新しい年を死亡年とした。また、元号が読みとれるがその年数が読みとれない場合にはその元号の最後の年を建立年とした。この意味では建立年は正確ではない。なぜならば、通常、死亡年と建立年は一致しない。この地域でも、墓石は死亡して一周忌か三周忌の折に建立するのが普通であるし、夫婦墓の場合には普通先に配偶者が死亡すればその段階で墓を建立し、残された配偶者の戒名も朱色で刻んでおくと言われる。いずれにしても建立年は正確さに書けるが、それでも一定の傾向を考えるには考えるためにはこれらを「不明」と処理するよりは良いと考えた。

【補注】この地域、特に融通念仏宗のなかでは、六〇歳になると寺（興善寺）に一週間ほど籠もり、その時に戒名をもらってくるという。したがって、多くの者は六〇歳を超えると戒名を持ち、墓にはその戒名を刻んでおくという。

5 墓石に刻まれた字はできるだけ正確に復元することに努めたが、わからない字は□で表示した。

【本調査の課題】

この調査のなかでわかることは、その消費した時間に比べると、きわめて限られたものである。しかし、そのいくつかの問題について整理しておこう。

第一に、墓石がいつの時代にどのように建立されてきたかである。この点に関しては、竹田聴洲氏によって行われた吐山の中世碑の研究から多くのことを学ぶことができる。この問題については、次節において敷衍して述べることにしよう。

ただ、次のことが考慮されなければならない。この周辺地域、伊賀や天理に周辺には、

「ハカヲオス（墓を倒す）習俗を聞くことができる。つまり、三十三回忌を終えた墓石を「倒して」処分してしまうと言うものである。もちろん、両墓制の詣り墓であることを前提としているので、遺骨をどうするかという問題は生じない。吐山ではこの習俗を確認することができなかつたが、無縁仏となった古い墓石をしばしば整理することがある。

第二は、それぞれの時代にどのような形の墓が流行したかである。このデータについても収集したが、データの確認も含めて資料的な整理は充分ではない。私たちの調査の直接の関心ではないので、この報告書では触れなかつた。

第三は、いつの時代にどのような形態の墓が建てられていたか。いつの時代にどのような形態の墓が建立されたか、個人墓・夫婦墓・家族墓（家墓）の建立についていろいろな議論があるにもかかわらず、その実証的な研究があつたわけではない。今回の調査の第一の目的は、墓、特に家族墓がいつの段階から建立されてくるようになるのか、それを実証的に明らかにすることである。

2 調査地の概況

【歴史】

吐山集落の概況については、すでに別の報告書ですでに述べた（『共同体・宮座・家族一都祁村調査メモ』〔一九九七〕）。概略を述べると、①開発は古代にまで遡り、宇陀地方と山辺郡の山内および平垣部を結ぶ重要地点であつた。②吐山村は古代では「星川郷」であるとする説があり、下部神社が星川氏の氏神であつたとする説がある。③十三世紀の末の段階では吐山は興福寺唐院領であつたという。室町時代初期になって、吐山氏を称する武士集団が現れた。その後、この吐山氏はこの地域で大きな勢力を維持することになるが、応仁期以降、周辺地域との紛争・内紛によって衰退していく。幕藩体制の確立とともに、吐山氏の子孫は帰農し、現在でもなお今井家として存続している。なお、江戸時代には吐山の大部分が幕府領であつたが、大夫と清水だけは藤堂藩に属していた。行政村として吐山が一村となるのは明治八(1875)年のことである。

【地理的環境】

吐山の地理的環境は次の通りである。吐山はその周りを山に囲まれているため、周囲の村々へ行くためには峠を越えなければならない。北は白石へ（猫石峠）、南は榛原へ（香酔峠）、東は無山を経て伊勢街道へ、西は相河・小山戸を経て（豆入峠）天理へと続く。周囲の村々とはこの峠によって境界が決められているが、このように山に囲まれているとしても、山村のイメージではない。峠を越えてこの集落に入ったとき、小さな盆地であるかように、集落の周辺に水田が広がっている。

【村落の構成と垣内】

吐山は九つの垣内によって構成されている。田町・城福寺・長野（以上三垣内を「上」と呼ぶ）、中南東・中南西・小川口（以上三垣内を「中」と呼ぶ）・清水南・清水北・大夫（以上三垣内を「下」と呼ぶ）である。従来、「吐山七村」と呼ばれていたが、明治三十七年に清水が、明治三十九年に中南が、そして明治四十一年には田町がそれぞれ二つの垣内に分裂をした。田町は大正元年には分裂した垣内を再統合している。垣内を独立した

ムラと考えた研究者もいるが、垣内が分裂と統合を繰り返していることから考えても、ムラを構成する集団と考えた方がわかりやすい。現在は九垣内から構成されている。

吐山の構成員になるためには、ムラ入り（入区＝イリク）と垣内入り（組入り）の二重の手続きが必要である、吐山の場合には、共有地を明治二十二年の段階で個人に分割をしているので、吐山全体の構成員になるかどうかは共有地との関連では重要性をもたない。共有地を明治二十二年の段階で個人に分割をしているので、吐山全体の構成員になるかどうかは共有地との関連では重要性をもたない。一般には、ムラの構成員になることは下部神社の氏子になるかどうかであり、祭りへの参加資格と関係することになる。また、垣内入り（組入り）は、墓地（埋り墓と詣り墓）の利用資格とも関連することになる。つまり、吐山では埋り墓も詣り墓も垣内毎に設けられており、垣内の組頭が双方の墓地の管理者に指定されているからである。

各垣内の領域は漠然としているけれども一応定まっている。分家をする場合には、一般にオモヤ（本家）と同一の垣内にするのが普通である。他の垣内に分家をする場合には、「垣内入り」をしなければならないが、しばしば領域的に他の垣内に属するとしてもオモヤ（本家）のある垣内と交際をして垣内入りをしない場合もある。現在でもそのような事例を見ることができる。

【入会地としての墓地】

一般にはムラの構成員は下部神社の「氏子」と一致し、垣内の構成員は垣内の墓地利用者と一致する。墓地の所有名義は一般には「〇〇〇〇外〇〇名」となっている場合が多く、村落構成員の資格の有無が土地利用と直接に関わる入会地と同様な土地の所有形態になっている。つまり、墓地は垣内を単位とした入会墓地であり、実際その墓地の管理も垣内の代表者である組頭が行っている。しかし、墓地という性格上、村落（垣内）構成員としての資格の喪失が直ちに墓地の使用権を消滅すると、村人は考えていない。現在、墓地＝埋葬地利用との関連で問題が生じてきているのは次のことである。

第一に、何年か前に一家をあげて離村した人たちの家族が、このムラで生まれたのでこの墓地に埋葬をしてほしいという要望がしばしばあるという。この場合、その申し出を拒絶することは一般的に難しいと回答する人が多いし、現実には埋葬している人もいる。つまり、このムラの出身者であるならば親戚もいればその家の石塔も残されている。ムラから出ていったとしても埋葬を拒絶するのは心情的にはできないと言うのである。しかし、このムラでは出生していない離村者の子供が埋葬を求めたとしてもその埋葬は困難であると考える人が多い。一般の入会権においてはその利用を通じて一定の収益を獲得することを目的としているが、墓地使用の場合には収益行為と側面をもたないので、その特殊性がここに反映されているように思われる。

第二に、吐山の墓地＝埋葬地の利用形態は、①性別・年齢別に区分され、死者の性・年齢によって埋葬地が決定されるもの、②墓地区域内ならどこでも自由に埋葬できるもの、③家毎に区画されているもの、に区分できる。このような墓地なかでも家毎に区画された地域では、自己の家に割り当てられた埋葬地を私有地のように考える人も多い。吐山の事例ではないが、あるムラで離村するものが自己の割り当てられた墓域をコンクリートで囲んでしまったという。ムラの人々は苦々しくそれを見ている。コンクリートを施設した区

域は再利用ができなく、またこの区域だけが無縁化する可能性が高いからである。

第三は、入会墓地に使用权を持たない新住民との関連である。榛原を含め京阪神への通勤圏に組み込まれるなかで新しい住宅がこの地域のなかに建設されるようになった。吐山にある墓地は入会墓地であり、新住民はこの墓地の使用权を持たない。都祁村には村有の墓地はあるから新住民はその墓地を利用することはできるが、新住民も吐山の住民として定着したら、吐山の垣内墓地の利用を拒絶する理由はないと考える人もいる。

【墓籍簿】

私たちは今回の調査で明治十八(1885)年から大正十二(1923)年まで三十九年間の死亡者のついて情報を記載した「墓籍簿」を見ることができた。明治十七(1884)年一〇月に「墓地埋葬取締規則」が制定され、十一月にはこの法律の施行方法についての「細目標準」(内務省乙第四〇号)が出された。この第一四条に「管理者ハ墓地ノ絵図及墓籍ヲ調整シ置クヘシ」と規定されていた。この「細目標準」に基づいて、大阪府は明治十八年五月に「墓地埋葬取締細則」(甲四十二号)を公布し、六月十五日より施行した。

この地域は明治九(1876)年に奈良県から堺県へ所属が変更になり、そして明治十四(1881)年には堺県が大阪府と合併するという複雑な展開をする。この地域が奈良県に再び属するようになるのは明治二十(1887)年のことである。したがって、明治十八年は大阪府に属しており、大阪府の条例がこの地域にも適用された。大阪府の「墓地埋葬取締細則」第三十一条は次のような規定である。

第三十一条 墓地及火葬場ハ持主又ハ管理者ニ於テ図面一敷地反別共一ヲ調整シ又墓地ハ墓籍火葬場ハ火葬録ヲ備ヘ置キ埋(火)葬取扱ヒタル始末等ヲ明記保存ス可シ。但図面中各墓標ノ位置ニ番号ヲ付シ其所在ヲ明カニスヘシ。

この墓籍の雛形が添付されている。

番号	埋(火)葬ノ 区別及ヒ其 その年月日	墓碑建設 施主ノ住 所姓名及 其年月日	備考	死亡年月日 法名 又ハ戒名	住所身分 氏名 年齢
何号	何年何月何日何所火葬又ハ何及(号)地へ埋葬	何年何月何日何某何所ヨリ墓碑ヲ建設ス	何年何月何日ニ改葬又ハ何々参考ノコトアラバ之ヲ記載シテ置クベシ	何年何月何日死亡何々	何国何郡何町村何番地(寄留何府県)何国・・何某ニ何々何某何年何ヶ月
第 老 号	明治拾八年六月二十六日埋葬ス		老衰病ニテ死亡ス	明治十四年六月二十五日 ■■■■禅定門	吐山村二十八番屋敷住 ■■■太郎 六十九年二ヶ月

第 式 号	明治十八年 十二月十九 日埋葬ス	明治十九年十一 月十七日石碑建 設 ■■■■	黄痘病ニテ死 亡ス	明治十八年六月 十八日 ■■■■信女	吐山村百二十六 番地 ■■■■妻 ■■■ 三十二歳四ヶ月
-------------	------------------------	---------------------------------	--------------	--------------------------	--

この雛形の最初の二段は、大阪府の「取締細則」の雛形をそのまま記載したものである。第三段と第四段、すなわち「第弐号」および「第弐号」は実際のドサカ墓地における記載をそのまま書き写したものである。■■は個人情報なのでここでは伏せることにした。なお、三段目にある「墓碑建設施主ノ住所姓名及其年月日」の欄については記載しているのが例外的であり、多くは空白のままになっている。

【補注】現行の「墓地、埋葬等に関する法律」（一九四七年施行）の施行規則のなかでも図面および墓籍簿を備えなければならないとしている（第七条）。しかし、現実には墓地の図面や墓籍簿を備えていないケースが多い。吐山で保存されている墓籍簿は大正十二(1923)年までであり、また現行法に基づく図面や墓籍簿については整備されていない。

私たちはこの墓籍簿から次のことを知ることができる。私たちが整理した墓籍簿によると、死者の数は七四一名であり、実際には虫食いなどで欠落している頁があったので人数はもっと増えるかもしれない。この墓籍簿では、「死産」とは妊娠六ヶ月から妊娠十ヶ月で死亡した胎児を「死産」として扱っているように思われる）が全体の二一、五%、生後一年未

表1 墓籍帳から見た死亡者の数の推移

年齢	人数	構成比
死産	159	21.5
一歳未満	148	20.0
十歳未満	66	8.9
十歳代	19	2.6
二十歳代	36	4.9
三十歳代	20	2.7
四十歳代	34	4.6
五十歳代	53	7.2
六十歳代	94	12.7
七十歳代	70	9.4
八十歳代	33	4.5
九十歳代	2	0.3
不明	7	0.9
合計	741	100.0

満で死亡した者が二〇、〇%、満一歳から一〇未満で死亡した者が八、九%、つまり死産を含めると一〇歳までに死亡する者が五〇、四%となっている。ここでは幼児死亡率の高さがはっきりと数字のなかで表現されることになる。

また、この墓籍簿を通じて、三十九年間に各墓地にどれだけ死亡者があり、何人が埋葬されているかがわかる。吐山の埋め墓の墓地台帳上の総面積は、四、〇八九㎡であり、死者の数は七四一名である。三十九年間だけに限定をしたとしても平均埋葬面積は五、五㎡になっている。ドサカ墓地では、四九五㎡で一八八人が死亡しているの、一人平均二、六㎡ということになる。たった三十九年の間の埋め墓の使用であり、多くの墓地はこれまで何百年にわたって使用し、現在においてなおこれらの墓地が使用されているのである。土葬の習俗であっても、その上に墓碑を建てない両墓制の習俗のもとでは、

(明治18年から大正12年まで) 墓地が循環的に利用されていることがわかる。これまでも常識的にはわかっていたとしても、数字では確かめることができなかった問題である。

【石塔墓】

私はこの地域の石塔墓の建立について竹田聰洲氏の研究を踏まえ、次のように論じたことがある（『墓と葬送の社会史』講談社現代新書〔一九九三〕）。

庶民階層では、石塔の建立がいつの段階で普及するのであろうか。庶民階層の石塔の建立については、それほど実証的な研究が積み重ねられてきているわけではないが、竹田聰洲が奈良県山辺郡都介野村（現都祁村）吐山で行った調査が参考になる。この地域は両墓制が分布する地域であり、したがって、石塔が建立されている土地は埋葬地ではない。

竹田聰洲の調査によると、この吐山では中世段階の石碑が一八基残されている。一八基の内一二基までが長野垣内の春明院にある。

春明院はこの地を支配していた吐山氏（現向井家）の氏寺であった。吐山氏の石碑（詣り墓）は個人墓を中心であるが、他の石碑は一つの例外を除いて庚申あるいは念仏の結衆の共同の供養墓（碑）であった。これらの供養墓は、今では垣内の垣内寺に建立されている（ただし、祈祷寺として建立されていた城福寺には供養墓は建立されていない）。

垣内寺は垣内の人々の菩提寺として建立されたものである。垣内の供養墓はその役割を垣内寺に委譲し、垣内寺に吸収される形でその側に移転された。

ここでは次のことを確認しておけば良いであろう。吐山においては、農民のなかでも一六世紀になると供養碑として石塔の建立がみられるようになる。しかし、それは「個人墓」でも「夫婦墓」でもなければ、ましてや「家墓」でもあるはずがない。

講衆という形で垣内の人々が、共同で一つの供養墓を建立しているのである。このような形態の供養墓が両墓制における「詣り墓」の原型を示しているのであろう。墓が家に帰属するにはまだ多くの時間が必要であった。

竹田聰洲の整理も引用しておこう。

各垣内の全部もしくは大部分を以て結成された庚申講や念仏講の講衆が、相寄り共同で一基の庚申地藏碑や念仏供養塔を村の辻または境など垣内村落のしかるべき場所に設定するというのが、大ていの垣内村における石碑初建の最も一般的な形であった。（『民俗仏教と祖先信仰』東大出版会）。

村の辻や境やこのような供養墓が建立されたのは、竹田はそこが冥界への通路であるという解釈している。あるいは、村の辻や境が野辺送りのはてであったのであろう。

現在、垣内寺にこれらの供養墓は移され、かつてはこの垣内寺に聖や尼が住むこともあったという。この垣内寺は村人の先祖の菩提をともらう場所であり、集会所である。この側にはその垣内の人々の詣り墓が建立されている。村人の居住空間のなかに墓地が入ってきたのである。

ここで確認しておくことは次のことである。吐山のなかで石塔墓が建立されたのは中世の永祿年間の頃であるが、その多くはこの地域の豪族吐山氏のものであった。しかし、ほぼ同じ時期に庶民階層のなかでも、村人達の共同の供養碑として墓碑が建立されるようになった。しかも、念仏講あるいは庚申一結衆による垣内毎に建立された供養碑である。この供養碑を竹田は「各垣内における共同の惣詣墓ないしはその象徴」（『著作集』第二

卷（「下」と引用、三二七頁）と呼んでいる。

江戸時代にも、このような供養碑は建立されている。永禄年間には建立されなかった長野垣内と城福寺垣内においても、寛永年間になると供養碑が建立された。この時期は個人の人々の供養を目的とした石塔墓=詣り墓が建立され始めた時期である。

私たちが調査の対象としたのは、永禄碑のように古いものではなく、この時期以降に建立され、現行の墓地においても祀られている、いわば近世以降の墓石についてである。

二 各垣内の状況と墓地

この章は、吐山の垣内を単位とした墓地（「埋め墓」と「詣り墓」）の状況を説明することを目的とする。垣内寺については、墓地の分析に必要なと思われる資料だけをまとめておこう。すでに垣内寺については、竹田聴洲氏による詳しい分析がある。したがって、ここでの多くの記述は竹田氏の研究に多くを負うことになる。墓地は「埋め墓」「詣り墓」の概略を説明し、「埋め墓」については前述の「墓籍簿」の分析もここで触れることにしたい。「詣り墓」については墓の形態を中心にいつの段階でどのような形態ができていったのか、それぞれの垣内についての概略もここで説明しておきたい。

A 大夫・清水北・清水南

【垣内寺・宗教】

この大夫・清水北・清水南の三つ垣内は、極楽寺（住所は吐山字ドウ）を垣内寺として集合している。しかし、この大夫と清水はもともと独立した垣内であり、大夫には地藏寺と呼ばれる辻堂があったとされる。しかし、天保一四(1843)年の火災で焼失し、それを現在の極楽寺の側に再建をしたと言われている。その意味では、大夫も独自の垣内寺をもっていたことになるが、この地藏院に大夫の人々の詣り墓が建立されていたということは聞いていない。墓地だけは大夫も清水も現在のドサカ墓地であった。

大夫・南北の清水が江戸時代は藤堂藩に属したのに対し、他の吐山の垣内は幕府領に属していた。大字（村落共同体）としては一つでありながら行政村としては分割されていた。その意味では、藤堂藩に属した三垣内は一つのまとまりをもっていたので、極楽寺をとものに垣内寺としたのだろう。この極楽寺の宗派は「古義真言宗高野山南室院末」であるされているが（『都介野村史』）、これらの垣内の人々の意識では、極楽寺は融通念仏宗の有力寺院である白石の興善寺の末であると考えている。

吐山では、この三垣内（われわれの調査では融通念仏宗二八軒・真言宗九軒・天理教二軒・創価学会二軒・不明四軒となっている）と小川口の一部（竹田氏は「約半分」と書いているが私たちの調査では三軒だけ）とこの三垣内からもっとも離れている田町のほとんどが白石の興善寺の檀家であり、その中間の位置する人々は地藏院（中南垣内：古義真言宗高野山南室院末）と吐山氏に関わる家々は春明院の檀家である。竹田聴洲氏はこの事情を次のように説明している。大夫・清水の垣内については、幕藩体制の寺檀関係の形成のなかで同じ藤堂藩領の白石の寺院の檀家になったものであり、「白石興善寺の教線が吐山に伸ばされた際」有力な拠点になったとされ、小川口や田町は垣内寺が明確な所属宗派をもたなかったために興善寺の檀家の分布をもたらしたものであると説明している（下、一六四頁）。

また、極楽寺周辺には別に二つの寺院（宝〔法〕蔵院・浄院）があったとされている。竹田は次のように整理している。「これら三寺（極楽寺・宝蔵院・浄院…引用者）はともに、もと個戸の持庵一時には隠居分家的な性格をもち、その主は半僧半俗の老人、その屋敷は高請地一として発生し、創建当初の家や事由の衰滅とともに垣内の共同所有に移さ

れ、他方ではそれと独立に、以前から村落生活に当然随伴するものとして存在していた垣内の寄合や年中行事―農村ではそれは本来宗教行事の形をとる―に最も格好の場とされて、それを第一義的な機能ともし存在理由ともするようになった」とし、そのようなものは垣内で一つでよいから極楽寺に収斂されていったとする（下、二三七～八頁）。

ただ、次のことを確認しておかなければならない。浄院には吐山の春日神社も分社で春日社があったとされる。この分社がどのような性格をもつかは明らかではなく、またなぜ墓地近くにこれが勧請されたが明らかではない。後に触れるように、本来埋葬地は別の場所にあったのかもしれない。これについて解答できる材料を持ち合わせていない。事実関係だけを確認しておこう。

【墓地】

この地区の埋め墓は清水と大夫の境界に位置するドサカ墓地、そして詣り墓はドサカ墓地および極楽寺に隣接している。国道三六九号線の大夫と清水の境に極楽寺があり、極楽寺のすぐ側から詣り墓への入り口があって、六地蔵そして戦没者の墓碑が並んでいる。そして一段高い場所に墓碑が山裾を囲むように詣り墓が並んでいる。埋め墓は一群の墓碑群からさらに一〇メートルほど上に登った山間にあり、この地域をドサカと呼んでいる。ドサカとは「堂坂」の意味であり、極楽寺の地名であるドウ（堂）と隣接した坂にあるからこのような地名で呼ばれるのだという。

1 埋め墓

ドサカと呼ばれる埋め墓は、山の斜面を利用して造成されている。面積は四九五㎡、墓地の所有名義は「藤田喜市郎外三二名」とあり、大夫と清水北と清水南の三垣内全戸（調査時四十二戸）の墓地である。

墓地は、山の斜面を利用して造成され、家単位に区分されておらず、年齢によって八段程度に区分されている（男女別には区分されていない）。上段には九〇才以上でなくなった死者が埋葬されている。一番下が子墓であるとされているが、どこまでが子墓であるかは必ずしも見た目にははっきりしない。また、現在では死産や生後すぐに死亡する例はきわめて少ないので、子墓の現実的な意味が失われている。

墓籍簿によると、明治一八(1885)年から大正一二(1923)年までの死者の数は一八八人であり、そのうち死産が二八人(14.9%)、一歳未満三四名(18.1%)、一歳から一〇歳未満が一八人(9.6%)、一〇歳未満の死亡者の合計は四二、六%となっている。死亡の最高年齢は九〇歳代である。三十九年間の一人の死者に対しての墓地面積の比は、一人の死者に対して二、六㎡である

2 石塔墓

詣り墓は極楽寺に隣接している。極楽寺には、永禄三年の法名六名が刻まれた「庚申待一結衆」の中世碑が残されている。この中世碑は、「詣り墓」の区域に建立されたものではないし、現在も極楽寺の境内のなかに一字を設け他の古い碑とともに保存されている。墓地から区別されて設けられた施設については調査の対象になっていないので、これらの碑に関するデータは竹田聰洲氏の調査に負っている。

この石塔墓の領域にはいると、六地蔵があり、すぐに戦没者の碑が九基まとまって建立されている。第二次世界大戦の戦没者であるが、この地域ではしばしば戦没者の碑が家の墓に吸収されず、ムラ全体で祀るという構造をとっている。私たちが発見することができ

たもっとも古い墓碑は延宝年間の個人墓(8B-13)である。この年号の最後が「丑」とも読める。もしそうであれば、「延宝元年」ということになる。その次に古いのは天和元(1681)年の夫婦墓(8A-8)である。この墓には延宝八年(1680)と天和元年の二人の死亡年が刻まれており、一名が女性の戒名であるかどうかは確定することができなかったが、ここでは「夫婦墓」と数えた。

この地域の家族墓でもっとも古いものは大正一四(1925)年のものである(2-27)。この墓碑の表面には「先祖累代之碑」と刻まれているだけである。私たちの分類からすれば、集合墓に分類すべきかもしれないが、同一の墓碑群のなかで「先祖代々惣法会」と刻まれた先祖惣供養碑(2-25)がある(時代は不詳)。これを集合墓とし、「先祖累代之碑」は現在も「家族墓」と利用しているようなので「家族墓」とした。家族墓は三十六基、家族墓を持つ割合は単純計算で四十二軒中三十六基であるから、八五、七%である。

B 小川口

【垣内寺・宗教】

小川口の垣内寺不動寺については、杉本義男氏(現世帯主杉本昭夫氏の父)の「不動山と不動院同不動講」として次のように記録している。

不動産と不動院同不動講

吐山 小川口 不動院は、其の起源は詳かでないが、諸種の推憶から室町時代(一三三八年)の以前に存在していたことが窮われるのである。当初は、不動山にあった。今も其の麓には、寺院址・井戸・畑址が残って居り、また老間五尺も囲る弁天杉が明治二年頃まで聳え立って居た。当不動山は標高五百米で、山の峰は一大岩石となり、南面の處には巨大な台石があつて、その北側には拾数尺の大岩石となつて居る。追想するに昔は、下の寺院から之の不動山を拝んで供養法事をいとなまれしものと思はれる。時代は変遷致し、近代に至って現在の不動院へこの不動山の石の不動尊と上ノ不動寺(字トノニシ三五四五番地老畝ノ原野)の不動尊とを合祀された。

推想(元禄時一七〇〇年)朝明堂=現不動院の東側の畑地にあつた

飛騨の匠が元禄年間中に、彼の宇陀郡戒場の戒懲寺の建設せし当時に、之の不動寺に立ち寄り、朝明け前に建立したと伝えられる朝明堂を建てられた。堂の中央には、不動山から移動した石の不動尊を置き、左右に、上のトノニシの不動堂より移動した小型の不動尊と弥勒菩薩を合祀されてあつた。今は、この朝明堂もなく、佛像はすべて現不動院に安置されてある。従つて現在、不動院には、前記の三体の佛像とトノ寺院の華妙王不動明王・毘妙門・阿弥陀如来と辻堂から移動した石ノ庚申尊・石ノ地藏尊を併せ祀つてある。昔は不動院には、常住の僧侶が居て不動尊等に奉仕して朝夕讀經の聲と鐘の音が山村へと響き渡つた。現在の了円覚清法師上人の位牌、及び石塔牌は、不動院の盛大で有つた時の住職である。ところが、徳川時代中期に至つて、奉仕者が僧侶に代わつて、特志の在家人となつたのである。庄太(山口家)・総三(西山家)・嘉吉(今西家)・彦七(中畑家)の諸氏は、特志の住込奉仕者であつた。現在の不動院の庭の植木中の椿・楓は、右の庄太氏の献木であつたと伝えられている。越えて大正十一年から数年間に渉つて、下岡雄幸氏が托鉢僧侶として住み込んだこともあつたのである。

観るに、古来垣内民は、元より周辺の一帯の人々は、この不動明王に対しては篤い信仰を寄せ

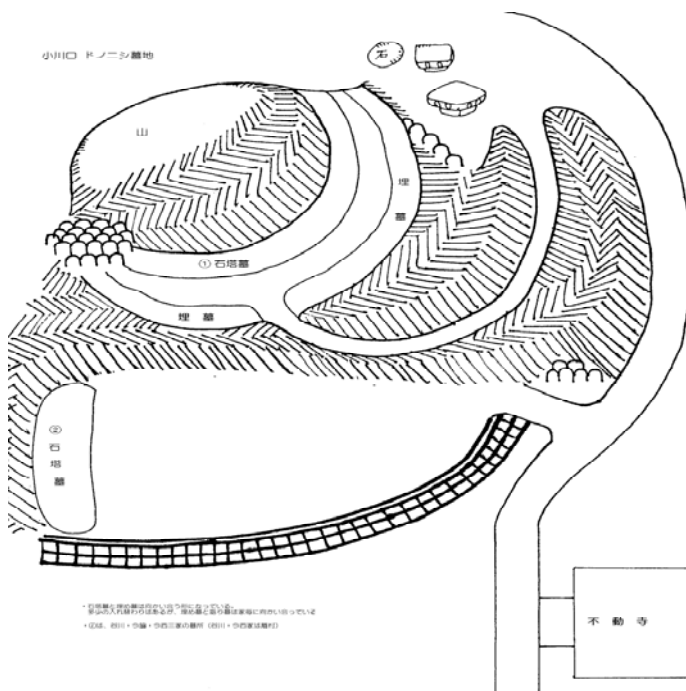
ていた。浄財献納表の安政四年記録が現存している。懐うに我等の祖先は神としては下部神社を、佛としてはこの華妙王不動明王を、それぞれ守護の神佛として尊信帰依の情念に堅持していたのである。尚又、当不動講は、大正四年創立されて以来幾多の時代を乗り越えて、特に激動なる昭和年間をも経て平成の今日に至る迄、少しもゆるぎなき連綿としての発展をたどりつつあるのである。当不動院は、現時勤労住宅協会に属托致されて新改築致され、平成三年七月二十九日を期として落慶出来得た事は、之れ編えに不動明王の御守護と共に祖先の尊信帰依の賜物なりと深くここに感謝致す所である。

平成三年九月之記 合掌

新しい不動寺の前には次のように書かれている。「不動尊・庚申尊・地藏尊 永禄十年(一五六七)元不動山に安置されて居たが、後朝明堂に合祀され、現時左の石仏二尊と合祀元字ツゲンドの一字安置されて居たが、現時は石仏不動尊と合祀される。」

現在の不動寺が「朝明堂」のあった場所であるが、もともと不動山に不動寺があったとする。杉本氏の記述によれば、トノニシにも不動堂があったとされる。この不動堂が後に不動山から移転されたものであるのか、不動寺とは別の辻堂であったのか、これだけの記述では明らかではない。現在の墓地はこのトノニシ(ドノニシとも呼ばれる)にある。

トノニシに不動堂があり、ここが辻堂であったとすれば、トノニシは本来は詣り墓を建立する場であり、田町など他の垣内と同じように現在とは異なった別の場所に埋め墓があり、この地へ移動してきたのかもしれない。また、詣り墓も一九九二年から三年にかけての時期に移動が行われ、詣り墓の整備が進んでいた。



なお、調査時における小川口十三軒の宗教は、真言宗 九軒、融通念仏宗 三軒、創価学会 一軒となっている。

【墓地】

我々が一九九二年に墓地の調査を始めたとき、墓地は右のような構造になっていた。山の斜面を利用して、上段に石塔墓があり、下段に埋め墓があった。それぞれが家を単位として区画され、上段と下段が向き合うような形で家毎に区画がされていた。つまり、Y家の詣り墓があるところにはその下段にはY家の埋め墓があるのである。②の場所にも石塔墓がある。

今脇家・谷川家・今西家の三つの家の石塔墓があるが、この三家の内現在小川口に残るのは今西家だけであり、他の二家は離村している。将来、無縁墓になる可能性がある石塔墓である。現在、①にあった石塔墓のすべてを下におろし、②の横の造成された土地に石塔墓を移転している。この石塔墓の配置図は別に掲載している。

【埋め墓】

小川口の埋め墓が本来このトノニシ墓地であったかどうかは疑わしい。トノニシは辻堂があった地域であり、詣り墓があったこの場所に埋葬地を移した可能性が高いと言わなければならない。また、一九九三年の石塔墓の移転で埋め墓には変化はなかった。

トノニシ墓地は四九五㎡、小川口十二戸の墓地としては比較的広い面積をもっている。この面積は詣り墓を含めた面積であるかどうかははっきりしないが、明治-大正の墓籍簿で死亡者を面積で割ると他の地域に比べると七、八六㎡と比較的広い。死産の割合は十五人(23.8%)、一歳未満での死亡十二名(9.0%)、合計二十七名(42.8%)、十歳までに全体の死亡者の五十五、六%が死亡している。死亡者の最高年齢は八十四歳代である。

【詣り墓】

一九九二年以前の「詣り墓」の墓地空間も家を単位として区画されていた。山の斜面を利用し、埋め墓の上にベルト状に造成して詣り墓を建立していた。不動寺を建て替えるのと時期を同じくして、一九九三年に詣り墓の「墓地空間」を整備して、以前と同様に家を単位とした墓所を区分した。このときに、かなりの数の古い石塔墓を周辺に整理している。これがA群の一部とC群である。これらの石塔群は無縁仏として祀られているものである。

この墓地近くに移転された不動寺には、永禄一〇(1567)年の「庚申一結衆」の碑が残されている。トノニシ墓地のなかでもっとも古い石塔は貞享三(1686)年の夫婦墓の形態のものであるが、C群の墓地についてはまだ全ての墓地について整理ができておらず、無縁墓として集められたA群の一部あるいはC群のなかからもっと古い墓も見いだすことができるであろう。

また、小川口では昭和になるまで家族墓は建立されていない。昭和四(1929)年のものがもっとも古く、現在では八軒の家が家族墓を建立している。

C 中南(中南東・中南西)

【寺・宗教】

中南は吐山のなかでもっとも古くから開発された地域であるとされ、寺や墓地の状況も複雑である。中南垣内の人々は、地蔵院(中南在)と春明院(長野在)の檀家に分かれ、墓地もそれに応じて複雑な展開をしている。後に述べるように、地蔵院も春明院も「垣内寺」的な性格は薄いと言わなければならない。

さて、中南の寺に関しては、次の二つのことを触れておかなければならない。まず、明治中期まで中南には「長岡寺」があったとされることである。この長岡寺は長岡観音と呼ばれ、「吐山村の観音堂」であるとされ、垣内の寺というより吐山全体の「村惣堂」であったとされる。この寺の近隣の池(長岡池)周辺からその護岸用材に用いられていた寺の大量の古い石塔が発掘されており、竹田聴洲氏は「長岡寺が古くは垣内の石塔墓の関係をもった」と推定されている。

地蔵院も垣内寺としての性格よりも、吐山全体の寺という意味合いが強い。吐山村の真言宗の人々はこの地蔵院を旦那寺とし、村の祭礼と関わる神仏混交の行事などもこの寺で行われている。しかし、この寺は長野の仏法寺近くにあったとされ、現在の地に移転してきたものだといわれている。とすれば、地蔵院の古い墓もこのとき一緒に移ってきたので

あろうか。なお、地蔵院の宗旨は古義真言宗高野山正恩院末である。

また、多聞院と呼ばれる寺が中南にあったと言われている。この寺が垣内寺的な性格をもつものであるかどうかは明らかではない。

中世の豪族吐山氏の末裔と言われる今井氏も中南に居住している。その氏寺である春明院は長野の地に属するが、ここで、吐山氏の氏寺である春明院についても触れておこう。

春明院については、『吐山家記録』には「日向守一字を建立し、春明院と名づく」とある。建立の時期ははっきりしないが、春日神社勧請の時期とそれほど異なるものではないだろう。この春明院は吐山氏の菩提寺であり、吐山氏の墓地（埋墓）が隣接し、詣り墓が春明院境内にある。春明院付属の墓地には、吐山氏の始祖とされる日向守光政も埋葬されているとされる。その意味では、春明院は垣内寺ではなく、吐山のなかでは、吐山氏の氏寺的な性格をもつ特殊な寺といえる。吐山氏が勧請した春日神社がムラの神社としての性格をもつのにたいし、春明院は吐山氏の私的をもつ寺院であった。春明院の宗旨は浄土宗鎮西派奈良来迎寺末である。

しかし、現在では今井氏の菩提寺という性格をもちながらも、春明院もムラの寺院のいう性格が強い。今井氏およびその一族と中南・長野垣内のYA家・N家・MR家（以上、中南西垣内）・YO家・MA家・KO家・SI家・SN家・IM家・SU家（離村）・YN家・WA家（以上、長野垣内）の、現在では十五家が春明院の檀家となっている。

【墓地】

中南垣内の人々は、地蔵院（中南在）と春明院（長野在）の檀家に分かれることはすでに述べたが、それに応じて墓地も地蔵院檀家の埋め墓はコケフ墓地であり、春明院檀家はセコノタニ（セリガダニともいう）墓地である。詣り墓は地蔵院と春明院だけではなく、さらに二つの系統の家、すなわちK家とH家（現在は離村）が独自に石塔を建てる墓地（ラントーバ）をもっている。なぜK・Yの両家が独自のラントーバを持つのか明らかではない。

【埋め墓】

中南東垣内の人々は全員（十六軒、明治十四年段階では十七軒）がコケフ墓地を埋め墓にするが、中南西垣内のうち十五軒の内約半数の六軒（明治十四年段階では十二軒）がセコノタニ墓地を埋め墓としている。セコノタニ墓地は春明院に隣接する墓地であるので、長野垣内と一緒にこの墓地を利用しているが、ここでは一緒に説明しておこう。

コケフ墓地は小川口垣内との境界付近になり、埋葬場所は各家毎に区分されている。面積は三七〇㎡である。現在は戸数減の影響もあって二十二軒でこの墓地を利用している。墓籍簿によるとこのコケフ墓地では三十九年間に百二十四人が死亡し、死産は三十一人（25.0%）、一歳未満の死亡者は二十四名（19.4%）、十歳未満の死亡者が全体の五十七、三%を占め、子供の死亡率は比較的高い。この墓地の最年長の死亡者は八十八歳代である。三十九年間の死者一人あたりの埋葬面積二、九八㎡であり、比較的狭い。この墓地に特徴的なことは、永禄五（1563）年の中世碑が残されていることである。表面には「中村念仏講一結衆各敬白／南無阿弥陀仏／永禄五年壬戌二月十五日」とある。他の垣内では、共同の供養碑は詣り墓にあるのが普通である。

セコノタニ墓地は、春明院境内の側の小高い場所に場所にある。埋葬場所は家毎に区分されている。現在では十五軒の家が利用しているが、墓地面積は七百五十㎡と広い。墓

籍簿では三十九年間に九十三人が死亡し、死産は十九人(20.4%)、一歳未満の死亡者が二十六人(28.0%)、十歳未満の死亡者が全体の五九、一%で比較的高い。この墓地の最年長の死亡者は九〇歳代である。また、三十九年間の死者一人あたりの埋葬面積は八、〇六㎡と吐山ではもっとも広がっている。

【詣り墓】

コケフ墓地と地蔵院の距離は離れており、ここだけは典型的な両墓制の景観を示している。

地蔵院には、永禄二(1559)年と永禄六(1563)年の供養碑が残されており、それぞれ「永禄二年／三界万霊平等利益 盛重／八月十五日」(B-21)、「永禄六年癸亥／(浮彫地蔵立像)八月彼岸」と刻まれている。前者は詣り墓の石塔群のなかに置かれているのに対し、後者は地蔵院脇に別に安置されている。中南には、中世の同じ時期にこれら二基の供養碑とコケフ墓地にある供養碑の三基の供養碑が建立されたことになるが、永禄二年の碑については竹田聴洲氏は、地蔵院がもとは長野垣内にあったという伝承からこの供養碑も長野垣内にあったものではないかと推測している。いずれにしても永禄二年の供養碑は一般の石塔群のなかに一緒に置かれていることに注目しておきたい。

この供養碑を除けば、延宝三(1675)年の個人碑(B-25)がもっとも古い。また、地蔵院の家族墓でもっとも古いものでも昭和二十二(1947)年のものであり(I-2)、全体でも十基の家族墓しかなく、現在の地蔵院の石塔墓の利用者十九軒のうち約半数しか家族墓を建立していない。ただ、ここで注目しておきたいのは、明治三十三(1900)年に集合墓が建立されていることである。それまでの先祖の碑を集合して一つにまとめているのである。墓地の狭隘さからくる現象であろうが、家族墓ができる以前にこのように先祖の墓を一つにまとめる現象が出てきていることに注目しておきたい。

春明院には永禄九(1566)年の吐山日向守の墓(B-25)がある。私たちの調査では墓碑の文字を読みとることができなかったが、竹田聴洲氏によると、春明院には永禄から文禄期に至るまで十二基の墓(私たちが時期を確認できたのは二基である)があり、その全ては特定の個人を供養したもの(個人墓)である、とされている。春明院では十六基の家族墓がある。大正三(1914)年がもっとも古いものである(E-20)が、その家族墓には何人かの戒名が刻まれており、私たちの分類からすれば「集合墓」と「家族墓」の中間形態であるとも言える。現在の衆明院の石塔墓の利用者が十五軒であるから、離村した家も含め、全戸の家が家族墓を建立していることになる。

D 長野

【垣内寺・宗教】

長野は十七軒で構成され、そのうちの六軒が春明院(セコノタニ墓地)を墓地とし、一軒が城福寺のムシロデン墓地を埋葬地としている。他の十軒の埋め墓がババヲ墓地であり、詣り墓を長野の垣内寺である仏法寺に設けている。この寺の宗派は明らかではない(春明院の檀家を除いて、天理教と融通念仏宗が各一軒いるが、他の人々は真言宗である)。

仏法寺はかつては田町垣内と共通の垣内寺であったが、明治の末になって分かれたとされる。この開基は不詳であり、本尊の阿弥陀如来は永正四(1507)年の作とされるが、竹田

聴洲氏はこの時期から仏法寺があったかどうかは疑わしいとする。竹田聴洲氏は、地蔵院にある三つの中世碑のうち、一つはもともと長野にあったものとして推測している。現在仏法寺に残る供養碑は寛永十一(1634)年と寛永十六(1639)年の二つの供養碑である。それぞれ「寛永十一年／奉供養庚申結衆二世悉地所／壬七月六日」「寛永十六年／奉供養弥陀講結衆二世安楽」とあり、後者の碑には周囲に俗名は刻まれている。これら碑は仏法寺の境内のなかに屋根付きに小屋(小宇)のなかに別に安置されている。

【埋め墓】

仏法寺に石塔墓を持つ人々のうち三軒を除いて、字ババヲにある墓地を埋め墓にしている。地元の人にはババヲ墓地をバンザガ墓地と呼んでいる。

バンザガ墓地は、城福寺との境界の地にある。埋葬場所は家毎に区分されている。現在では十軒の家が利用しているが、墓地面積は二二一㎡である。墓籍簿では三十九年間に六十五人が死亡し、死産は十七人(26.2%)、一歳未満の死亡者が十三人(20.0%)、十歳未満の死亡者が全体の五十、八%で比較的高い。この墓地の最年長の死亡者は八十三歳代である。また、三九年間の死者一人あたりの埋葬面積は三、四㎡となっている。

【石塔墓】

長野垣内の住民の内ババヲ墓地に埋葬している人と、ムシロデンに埋葬としている一軒、セコノタニを埋葬にしている二軒、計十三軒が石塔墓を仏法寺に設けている。

仏法寺の石塔墓で私たちが確認できたものは十八世紀の後半以降のものであり、それほど古い墓を見いだすことはできなかった。家族墓は大正十三(1924)年のもの(I-44)がもっとも古い、仏法寺で十一基の家族墓がある。ただ、このうち三軒の家族墓は離村した家のものであり、必ずしも全ての家が家族墓を持つ訳ではない。

E 城福寺

【垣内寺・宗教】

垣内寺が石塔墓と結びつかないのはこの城福寺(「成福寺」とも書く。寺を表現する場合は地名と区別するために成福寺という表記を用いる)だけである。それはこの城福寺の性格に起因しているように思われる。この成福寺は応永年間(1394-1428)以前の勧請と言われており、明治四十二(1909)年までこの地にあった十二社権現の神宮寺がこの城福寺であったとする。この成福寺は神仏混淆の祈祷寺であった性格上、この寺には詣り墓さえも建立をしていない。

城福寺は寛永十(1633)年の供養碑があるが、この碑も成福寺の境内には建立されず、城福寺集落に入る三叉路に建てられている。

城福寺の墓地は、字ムシロデンにあり、丘の上部を石塔墓としその下側には埋め墓を造成している。墓地のもっとも高い区域に軍人墓を安置し、その周囲を囲むように石塔墓が建立されている。埋め墓は、その石塔墓の下、墓地の入り口に近い方に家を単位として区画されている。

【埋め墓】

ムシロデンの埋葬地は城福寺の全戸と長野の一軒によって利用されている。墓地面積は八九二㎡と広いのは石塔墓を含めた面積であろう。ムシロデン墓地は、長野に向かう途中

の小高い山のなかにあり、埋葬場所は家毎に区分されている。現在では十四軒の家が利用している。墓籍簿では三十九年間に八十一人が死亡し、死産は十七人(21.0%)、一歳未満の死亡者が十六人(19.8%)、十歳未満の死亡者が全体の四十六、九%である。この墓地の最年長の死亡者は八十七歳代である。また、三十九年間の死者一人あたりの埋葬面積は十一、〇一㎡であり、吐山のなかではもっとも広い。もっとも、これは石塔墓を含めた墓地面積であり、現実の埋葬面積とは言えないかもしれない。

【石塔墓】

石塔墓のなかには比較的古い墓が保存されている。寛永四(1627)年の個人墓(2-30)と延宝四(1676)年の夫婦墓(1-13)の形態をしている。夫婦墓の形態が十七世紀後半にはすでに建立されていたことが窺えるであろう。城福寺の家族墓は七基ある。石塔墓の利用者が十三軒であることを考えるならば、半数の家が家族墓を建立していることになる。

F 田町

【垣内寺・宗教】

垣内寺は庵寺と呼ばれる。「庵寺」と呼称は固有名詞ではなく、普通名詞であるとするのが竹田聴洲氏の見解である。この庵寺の由来も明らかではない。この庵寺には、永禄七(1564)年の供養碑が残されている。「庚申衆十二人／(浮彫地藏立像)／永禄七年九月二十四日」と刻まれ、他の地域と同様に、垣内全体の供養碑の性格をもつものであろう。また、庵寺には明和三(1766)年の「不動明王碑」があるとされるが、この碑については竹田聴洲氏は「塞境神的意味」をもつものと推定されている。

この地域の特徴的なことは、墓地が三カ所に分かれていることである。庵寺と隣接するマエ墓地(ムラの人はこの墓地を「ミノダ墓地」と呼んでいる。また、マイ墓地とも呼ばれる)、ヲクガイト墓地、インノヲ(通称「山の神」)墓地である。マエ(ミノダ)墓地は三軒、インノウ墓地は四軒、ヲクガイト十軒、調査時は田町は十七軒によって構成されていた。なぜこのような区分ができたかは明らかではない。田町は宗旨としては融通念仏宗が優勢であり、二軒の真言宗と二軒のその他および不明である家の外は全てが融通念仏宗である。墓地は必ずしもこの宗派と対応しているわけではない。

また、埋葬はインノヲとマエ(ミノダ)が家によって区画されず自由に埋葬できるのに対し、ヲクガイトは年齢によって区分されている。

【埋め墓】

田町の三つの墓地は埋葬方法など異なった特徴をもつが、ここではまとめて論じておこう。三つの墓地の面積の合計は九五八㎡である。墓籍簿によると、三十九年間のなかで一二七人が死亡し、死産は三十二人(25.2%)、一歳未満の死亡者が二十三人(18.1%)、十歳未満の死亡者が全体の四十九、六%である。この墓地の最年長の死亡者は八十八歳代である。また、三十九年間の死者一人あたりの埋葬面積は七、五四㎡であり、吐山のなかでは平均的な面積である。もっとも、これは石塔墓を含めた墓地面積であり、現実の埋葬面積としては狭いと言えるかもしれない。

【石塔墓】

田町ではあまり古い墓はを見いだすことができなかった。十七世紀末の元禄十二(1699)

年の夫婦墓(E-36)がもっとも古いものである。田町の家族墓は八基ある。田町の戸数が十七軒であることを考えるならば、家族墓を持つ家は半数にも満たない。マエ墓地の A-1 の石塔を家族墓と分類したのは、同じ家の墓と考えられる A-3 の石塔が集合墓の形態をとっており、新たに A-1 を建立したものである。「家名」を刻んでいないが、ここでは家族墓と分類した。

三 墓制の傾向

1 両墓制

【祭祀空間と埋葬地】

ここで「両墓制」の理解について議論をするつもりはないが、次のことを確認しておかなければならない。吐山だけではなく、この大和高原の村々のなかでは、次元を異にした二つの祭祀空間が並存している。一つは神社を中心としたムラ祭祀としての「祭り」であり、もう一つは家族を中心とした死者祭祀（祖先祭祀）である。ムラ祭祀のレベルにおいては徹頭徹尾、死穢は排除されるのに対し、死者祭祀はむしろ死者を受容するところから出発をしなければならない。

この二つの祭祀空間は、全体的なムラの秩序のなかで共存をしている。ムラの祭りを中心とした祭祀空間は「聖なる」空間としても意義を持ち続けているが、新しい死者供養の思想が死穢を忌避する「聖なる」空間と対立・拮抗する思想であることには変わりがない。もちろん、家族のなかで死者が出たときには、葬列は神社の前を通ることを憚り、神社から遠く離れた埋葬地へ葬り、ムラのマツリゴトへの参加を憚ることによって、ムラの祭祀空間の神聖性を保持してきた。近親に死者が出たときに喪に服するのは、一方では死穢を忌み憚るためであり、他方では死者を追悼供養する期間である。死についての異なった考え方は墓制のなかにも反映された。「埋め墓」と「詣り墓」という二重の墓制はこの表現形態であることを確認しておかなければならない。

しかし、現在の吐山の村落空間のなかでは、この二つの墓地の関係が崩れている。ドサカ墓地（大夫・清水）、トノニシ墓地（小川口）、セコノタニ墓地（長野・中南）、ムシロデン墓地（城福寺）、マエ墓地・インノヲ墓地・ヲクガイト（以上、田町）は埋め墓と詣り墓が隣接しており、埋め墓が居住空間に近づいているのである。

竹田聰洲もまた「各垣内村の内部に設けられている現景観は埋墓の本来の姿ではなく、もとは垣内をはなれた山谷にあったのが、ある時期に現地に引き移されたもののような」（下、三四一頁）と言っている。竹田氏によると、吐山周辺に散在する数カ所に「地獄谷」という地名が残されており、そこがかつての埋葬地ではないかとする。たとえば、大夫・清水・小川口・中南の共同の入会地=秣場山が「地獄谷」という地名であることから、この秣場山もかつての埋葬地ではなかったかと論じている。同様のことは、長野・城福寺・田町の垣内にも該当すると思われる。

また、埋め墓と詣り墓が分離している、コフケ墓地と地藏院との関係、ババヲ墓地と仏法寺との関係も、必ずしも典型的な両墓制の景観を示している訳ではない。地藏院と仏法寺は人家密集地域にある垣内寺であるが、それぞれの埋葬地は垣内の周辺に位置したとしても、居住空間から分離されているとは言えない。一見、両墓制的な景観を示したとしても、埋め墓が次第に居住空間に近づき、石塔墓と隣接する領域に設置されるようになったのではなからうか。

それは、第一義的には死者を追悼・供養する思想が浸透し（吐山においては、吐山氏による春明院の影響が大きいと思われる）、また家の形成とともにそれと結びついた祖先崇

拝の思想の影響も大きいであろう。また、死者を山深いところまで運ぶことを嫌がる人々が増えてくることも影響するかもしれない。

しかし、詣り墓については、聞き書きのなかでも「昔からずっとここに埋めていた」と言い、竹田氏が論じた資料以外には埋め墓がどこであったのかを示す資料はない。いずれにしても、現行の「埋め墓」が本来の景観を示すものではない。

【補注】 神社（氏神）祭祀と死者（祖先）祭祀を対立拮抗関係として捉えることは、柳田国男の祖霊信仰論とは異なった立場に立っていることを意味する。ここでは理論的な問題を展開することを意図していないので、これ以上触れない。しかし、ここでは次のことが念頭にある。ある一定の歴史的な段階において、穢れを忌避するという規範が弛緩し村落社会の内部に「埋め墓」が近づいてきたこと（このことは都〔平安京〕の内部に墓地が形成されてくることと同じことだが）、このきっかけは浄土思想に基づく死者供養・祭祀の思想が展開すること（吐山においては、吐山氏が建立した春明院の存在は大きかったであろうし、郷墓来迎寺墓地に建てられた弥陀堂、その後の多田来迎寺の存在の影響も大きかったであろう（次項の【補論】を参照）。共同供養碑は死者供養の思想の現象形態である）、このなかで垣内寺がそれぞれの地域のなかで整備され、垣内寺と結びついた詣り墓が建立されるようになる。死者供養あるいは死者祭祀の具体的な表現形態は「詣り墓」のなかに表現されるだけでなく、トウマイリの習俗のなかでも表現されている。このトウマイリの習俗については、『共同体・宮座・家族一都祁村調査メモ』（前掲）のなかで言及した。ここでは、神社祭祀と死者祭祀という二重の祭祀は並存しており、このムラの社会構造はこの二つの祭祀の対立・拮抗関係によって規定されている。この問題については、これからの課題としたい。

【石塔=共同供養墓の形成】

吐山調査を通じての竹田聴洲氏の重要な業績の一つは、石塔墓の形成の道筋を明らかにしたことであろう。吐山における死者を追悼・供養するという思想の具体的な展開は、永禄年間（1558-1570）の庚申一結衆や念仏講一結衆による共同の供養碑の建立に表現されるように思われる。この共同供養碑を竹田氏は「共同詣墓」と位置づけ、石塔墓の原初的な形態としたのである。そして、永禄年間のほぼ同じ時期に垣内を単位として建立された共同供養碑はそれぞれの垣内の辻堂=会所と結びつき、その場が石塔墓を建立する空間として展開していくのである。

吐山においては、永禄年間のこの時期、豪族吐山氏に属した人々の供養碑が建立される時期と一致する。この吐山氏と庶民階層が墓制というレベルでどのように関わるかは明らかではないが、少なくとも吐山氏によって特定の死者を供養のために石塔を建立するという習俗がこの地域に持ち込まれたことになるであろう。

【補論】 旧都介野村地域に、郷墓（数ヶ村の入会墓地）で有名な来迎寺墓地がある。現代でも来迎寺墓地は南之庄・甲岡・来迎寺・友田・小山戸の五つの大字の入会墓地として利用されている。この郷墓の形成はきわめて古く、「一般に中世以前には村域を遠く離れた山谷などに遺骸を葬り、結果的に自然に入会となったもの」（下、七五頁）であろう。この葬地に鎌倉時代初期（貞応年間）に一字の弥陀堂が建立された。この弥陀堂は墓堂であり、各垣内の辻堂=垣内寺とは異質のものである。この地に鎌倉末期に豪族多田氏が来迎寺を建て、近隣の豪族・地侍家の菩提寺として発展していった。竹田氏によれば、吐山氏も「氏寺春明院の尊堯による中興開基のころまでは、地元には石碑を設けず、他村の地侍と同様詣墓としての石碑は累代来迎寺に設けてきたが、

(天文・永禄のころ) これをやめて地元の氏寺に(詣り墓を)設けるようになった」としている。このような吐山氏の石碑の建立が庶民階層に影響を与えたとしても、この吐山氏の墓制(地元埋葬し、来迎寺に石碑を設けるような)を両墓制と関連づけることには賛成できない。

しかし、鎌倉時代の初期の郷墓に弥陀堂=墓堂が建立され、浄土思想による死者供養あるいは祭祀がこの地域のなかでも行われるようになってきたことは注目して良いし、このような思想が庶民階層にも大きな影響を与えたことは十分に考えることができる。また、中世末期に念仏講一結衆などによる共同供養碑は、吐山だけではなく、この周辺地域のなかでも建立されている。

3-1 永禄碑とその所在 (竹田聴洲氏の整理による)

所在地点	紀年	碑 銘
中南垣内 地藏院 石塔墓地	永禄 2 (1559)	永禄二年 三界万霊平等利益 盛重 八月十五日
清水垣内 極楽寺 地藏堂	永禄 3 (1560)	庚申待一結衆(法名8名) (浮彫地藏立像) 永禄三年庚申卯月廿四日 良覚本願 源栄敬白
中南垣内 小字コフケ 共同埋葬地 入口の葬礼場	永禄 5 (1562)	中村念仏講一結衆各敬白 南無阿弥陀仏 永禄五年戊壬二月十五日
中南垣内 地藏院 門前地藏堂	永禄 6 (1563)	永禄六年亥癸 (浮彫地藏立像) 八月彼岸
田町垣内 庵寺 地藏堂	永禄 7 (1564)	庚申衆十二人 (浮彫地藏立像) 永禄七年九月廿四日
小川口垣内 不動寺 地藏堂	永禄 10 (1567)	庚申待一結衆 永禄十年 (浮彫地藏立像) 丁卯三月吉日

2 石塔墓=詣り墓の形態

【個人墓・夫婦墓】

吐山において、庶民階層のなかで特定の個人を供養の対象として、いつの段階から石塔墓が建立されるようになったのであろうか。私たちの調査で墓地のなかにあったもっとも古い石碑は永禄二(1559)年の共同供養碑、その次は永禄九(1566)年の吐山日向守のもの、そして天正五(1577)年の吐山一族のもの(A-8)であり、庶民階層のもっとも古い墓は城福寺の個人墓で寛永四(1627)年でももの(2-30)である(後に収録した「吐山における石塔墓の形態」を参照)。

竹田聴洲氏も「元和～正保の約三〇年間を以て近世初頭の世代とすると、この世代から

庶民個人碑の確例が姿をみせ始める」としている。このことは、これ以前に庶民階層の墓がなかったということを証明するものではないが、吐山では近世初頭から特定の個人を供養の対象とする石塔が見いだされるようになる。

3-2 吐山の石塔墓の形態

時代	個人墓	夫婦墓	集合墓	家族墓	子墓	その他	不明	集計値
16世紀	2	0	0	0	0	1	0	3
17世紀	6	4	0	0	1	0	2	13
1701-1750	16	19	0	0	8	0	3	46
1751-1800	22	20	2	0	5	0	4	53
1801-1850	21	35	2	0	8	0	8	74
1851-1900	30	73	2	0	24	1	7	137
1901-1950	93	133	10	23	49	0	7	315
1951-1994	13	45	4	65	13	0	3	146
不明	159	141	9	7	61	1	291	669
合計	362	470	29	95	169	3	325	1456

私たちの調査では、十七世紀前半に建立された二基の個人墓がある。十七世紀後半には早くも夫婦墓が登場する。庶民階層のなかでは早い段階から夫婦墓の形態が登場している。来迎寺や春明院の中世の墓碑のなかには「夫婦墓」らしきものは見あたらない。このことから考えると、夫婦で合祀するという「夫婦墓」の形態は庶民階層独自の習俗として登場してきたのかもしれない。

もちろん、「夫婦墓」のまえに「個人墓」が近世初頭の段階から先行している。しかし、個人墓との比較において、時代をととも夫婦墓の数が増加していつている。

もともと、個人墓も夫婦墓も十七世紀以来ずっと建立され続け、二十世紀になって家族墓の普及とともに、その数が減少してきた。現在でもその数が少なくても、この二つの形態の墓の建立がなくなったわけではない。

「子どもの供養碑」(子墓)も早い段階から登場する。元禄年間から現代に至るまで、その数は必ずしも多くはないが、ずっと建立されてきたといえる。

さて、江戸時代に建立された墓の数は表 3-2 から見ても必ずしも多くはない。この問題と関連して、私たちは次のようなことを聞いた。この周辺地域(伊賀や天理地方)では、トモライアゲ(三十三年忌)が終わると、「ハカヲタオス(墓を倒す)」習俗があり、石塔墓を廃棄してしまうという。その墓石は土のなかに埋めたり、石垣などのなかに埋め込まれたという。吐山では「ハカヲタオス」習俗を確認できなかったが、ある一定の段階で古い墓を集めて、何人かの戒名を新しい墓に刻んでいる例が江戸時代後半からしばしば見かけるようになる。私たちはこのような形態の墳墓を「集合墓」に分類した。しかし、このように「集合墓」を建立することなく、古い墓を廃棄する例もしばしば行われたのではないだろうか。江戸時代の墓石の数の少なさはその観点からも考えることができるように思われる。

【家族墓】

吐山の家族墓でもっとも古いものは、春明院の大正三(1914)年に建立されたもの(E-20)

である。この家族墓の周囲には何組かの夫婦の戒名が刻まれており、集合墓の色彩が強いが「家名」が刻まれており、現在も先祖代々の家墓として利用していると思われるので、家族墓に分類した。家族墓（家墓）の形成は、この地域では大正時代以降のことであり、比較的新しい墓の形態である。

【補論】 家族墓の成立は、一般的には、家の構成員のなかから非血縁者である奉公人などが排除され、家族集団によって構成される段階においてみられるのであり（奉公人が他の家族員と同じように合葬される家族墓は存在するだろうか？）、近代家族の形成とともに家族墓が登場する。墓地在家を単位として区画されるのは、一般的には江戸時代においてもありえるが（この地域はしばしば墓地も家を単位として区画されていない）、石塔墓として家族墓が形成されるのは、古くても江戸時代の末期、多くは明治時代末期から流行することになる。

墓石に「〇〇家之墓」と刻まれた家墓（家族墓）は、家の性格を端的に表現し、庶民階層の家が前近代の産物であることから、家墓（家族墓）も前近代の産物と思いがちである。しかし、江戸時代の墓の形態の中心をなすのは「個人墓」であり「夫婦墓」であった。本来的には墓は個人を供養するために登場したのであり、はじめから家墓が存在するわけではなかった。家墓（家族墓）形成の背景には、墓地の拡張が事実上困難となるなかで火葬が普及するという外的な要因に基づき、その焼骨を合葬する形態の墓として家族墓が立されるようになる。ここでの「家族」が合葬をする範囲を示す墓の形態が「家族墓」である。

日本では、この家族墓が皮肉にも「近代の家」の継続性と結びつくことになった。明治民法において、墳墓を家督相続の特権と規定したとき、明治民法の起草委員の一人であった奥田義人は反対をした。墓は親子によって継承されるべきものであるというのである。しかし、明治民法の施行以降、流行する墓の形態が家族墓であった。家族墓は家の継承と結びつき、家を象徴する存在となった。

しかし、他方ではこの家族墓は近代の家族の親密性の表現でもあった。つまり、家族墓は、夫婦と血縁関係にある人々=家族を合葬する墓であり、家族を構成した人々が一緒に眠る場所である。その家族墓のなかで、死後も生前の家族的なつながりが維持されると信じた。戦後、高度成長なかでも人々は家族墓（家墓）を作り始めた。それは、「先祖」を埋葬する家族墓ではなく、私が「子孫（子ども）」と一緒にいるであろう家族墓である。

日本の家族墓は、墓地の拡大が事実上制限され、それに基づいて火葬が普及するようになる。火葬の普及は合葬墓の普及をもたらすことになる。この外的要因に支えながら、家族墓が形成されていく。しかし、その家族墓は家的な性格を刻印するだけではなく、近代的な家族的な親密性を前提とするものであった。

墓地の狭隘さという事情は、「単墓制」の地域だけではなく、両墓制の地域でも事情は同じである。しかし、両墓制のもとでは、石塔のある場所に遺体を埋葬しないので、家の先祖一般を祀る「家墓」を建立する環境は当初から整っていたといえる。つまり、葬法が火葬へ移行しなくても、容易に家墓を建立することはできた、といえる。しかし、この両墓制の地域のなかでも、家墓（家族墓）の形成が他の単墓制の地域に比べて早いということはない。何人かの人は次のように語っていた。墓は本来はこの死者を供養するものである。したがって、家族墓は本来の墓の姿ではない。ただ、墓地が狭いから仕方なく家墓を造るのだと。

3-3 吐山における家族墓の形成

年代	極楽寺	不動寺	地藏院	春明院	仏法寺	城福寺	マイ墓地	インノウ墓地	ラクガイト墓地	集計値
1914-1945	10	2	0	6	2	1	0	0	0	21
1946-1955	3	0	2	2	2	0	0	0	0	9
1956-1965	5	0	0	0	2	3	0	0	0	10
1966-1975	6	3	1	2	2	1	2	0	0	17
1976-1985	4	0	4	2	1	0	0	0	1	12
1986-1994	6	2	3	3	0	1	0	1	3	19
不明	2	0	0	1	2	1	1	0	0	7
合計	36	7	10	16	11	7	3	1	4	95

この地域では家族墓は本来の墓ではないと考える人もいる。ただ、次のような傾向も窺うことができる。すでに述べたように、江戸時代後半から「集合墓」の建立が見られる。先祖の墓をまとめて（集合して）新たに墓を造るのである。一八世紀末から建立が始まり、二〇世紀前半に多くの集合墓が建立され、家族墓にその形を変貌させていくのである。私たちが「集合墓」と分類した形態のなかに、家観念の形成とともに展開した家墓の姿をここに発見できるかもしれない。つまり、「先祖」を一つにまとめた集合墓は「家墓」のモデルであり、その集合墓が家族墓へとつながっていくのであると。

3 土葬

この地域の葬法は古く土葬であり、現在でも土葬が続いている。土葬を維持していくことの困難さは、墓穴を掘る人（ロクシャクあるいはオンボと呼ばれる）の確保であり、葬列を組んで墓地まで棺（遺体）を運ぶ人の確保が困難になってきていることである。吐山では人里近く埋葬地（埋め墓）が移された可能性があることをすでに述べたが、山中深く墓穴を掘りに出かけ、遠くまで遺体を運ぶ苦勞を避けるために、人里近くに埋葬地を移すことは十分に考えられることになる。

しかし、他方においては、埋葬地と石塔墓を別の場所に設置するこの習俗は、一種の合

3-4 墓籍簿から見た墓地別死者の数（明治18年—大正12年）

墓地	ドサカ墓地	ドノニシ墓地	コフケ墓地	ババヲ墓地	セノコタニ墓地	ムシロデン墓地	マイ墓地	インノウ墓地	ラクガイト墓地	集計値
死亡者数	188	63	124	65	93	81	24	39	67	741人
墓地面積	495	403	370	221	750	892	79	181	698	4089 ^{m²}
埋葬面積	2.63	6.4	2.98	3.4	8.06	11.01	3.29	4.64	10.4	5.52 ^{m²}

理性を持ち現代にまで伝承されてきたように思う。表 3-4 は明治十八年から大正十二年までの墓籍簿をまとめたものである。この表のなかで窺えることは、三十九年間という短い期間に吐山では七四一人が四、〇八九㎡の墓地に葬られている（死産で墓地に葬られた嬰兒を含む）。単純計算では、一人の平均埋葬面積は五、五二㎡である。この数字は、墓地によれば石塔墓の面積を含み、また嬰兒を含んだ死亡者の数である。さらに、数百年は続いている墓地の三十九年間の数字である。参考程度にもならない数字かもしれない。それでも、埋め墓の状況の一端を窺い知ることができる。

この埋め墓は数百年にわたる何千人あるいは万を超える人々の遺体を埋葬してきた。埋め墓は繰り返し掘り起こされ、利用されてきたのである。掘り起こすときに以前に埋葬した骨が出てきたときには、骨を集めて埋め直すという。まさに、骨は自然に帰り、くりかえし墓地は利用されてきたのである。

すでに、吐山における埋め墓の利用は、①年齢別（年長者を上、年少者を下）に埋葬する形態（周辺地域では、男女別・年齢別の地域もある）、②墓地の使用権を持つ人であれば自由に埋葬することができる形態、③家を単位に埋葬場所が決まっている形態、に区分することができるが、①や②の形態であれば墓地（性格にはその使用権）が家によって継承されることもないので、ムラが存続する限りは「無縁墓地」になることもない。

石塔墓は多くが無縁墓になる可能性がある。私は、明治十四(1881)年から昭和五十八(1983)年までの記録を分析し、吐山では約百年の間に八十軒が減少し、四十六軒増加したことを明らかにしたが、八十軒が減少しているということはそれだけの石塔墓も無縁化することを意味している。しかし、この無縁墓もここではそれほど大きな問題にはなっていない。墓地を整理するたびに周辺に無縁墓を集めて、墓石を山のように積んで無縁塚を築いている（全ての墓地で行っているわけではないが）。この墓に遺体を埋葬し焼骨を埋蔵している訳ではないので法律上は「墳墓」ではなく、記念碑に過ぎない。したがって、無縁墳墓の改葬の手続きも必要としていない。ここでも、無縁化の問題が大きな問題とはなっていないのである。

このような地域にも、しばしば火葬の導入の話が持ち込まれてくる。火葬を行うようになれば、苦しい墓穴掘りもなくなるし、墓地の有効利用ができるという声もある。しかし、墓地の有効利用ができるというのは誤解・幻想だろう。焼骨の埋蔵施設として墓石が建立され始めると、その墓石=墳墓は容易な改葬はできなくなり、その墳墓を建立した墓地も再利用がきわめて困難な状況におかれることになる。

両墓制は日本の伝統的な墓制の一つである。この墓制が火葬の普及とともに各地から消えつつある。しかし、両墓制は現代から見てもそれほど不合理な墓制とは言えない。日本の墓制のあり方を見直す視点から、伝統文化の保存という視点からも、この地域の墓制の現代的な意味について、積極的な再評価・再認識をする必要があるだろう。

四 結論

この調査を通じて明らかになったことは次のことである。

①墓地の「永久性」についてしばしば論じられる。しかし、長い歴史のなかでは、墓地は姿を変えて登場することになる。吐山の「埋め墓」について、移動した可能性について言及した。そこには浄土思想に影響された新しい死者供養（祭祀）の観念の形成があったものと考えられる。

墓地の景観の変化はある意味では日常的に起こっている。私たちの調査の期間のなかでも、小川口の墓地が新たに整備されたし、石塔の配置に至っては年に数度現地に行く毎にどこかが少しずつ移動しているといった状況であった。墓地の「永久性」や「固定性」の意味については改めて考える必要があるだろう。

②吐山においては、庶民階層の個人を供養の対象とした墓は近世初期、十七世紀の前半に登場してくる。これ以前に庶民階層がなかったとは言えないにしても、この時期に大きな画期があったといえるだろう。ただ、それ以前に、死者を共同で供養する墓が建てられ、そのような形態の共同供養碑（近畿地方において見られる中世の「惣墓」もこのような性格をもったものといえるだろう）が今日の「詣り墓」の原型になっている。吐山では永禄年間にこのような共同供養碑が多く建立されている。

③個人を供養の対象とした、個人墓が近世初頭から建立されるが、一七世紀後半には夫婦墓も建立されるようになる。この時期は、家観念が形成される時期でもあり、供養祭祀の対象としての先祖（死者）という観念が形成されることになる。しかし、この地域における「先祖」意識は必ずしも一系的な家の「先祖」とは一致していない。この問題に関しては、『共同体・宮座・家族一都祁村調査メモ』（前掲）のなかで問題とした。

④江戸時代の後半になると「集合墓」の形態が散見できる。「先祖」の墓をまとめたものであり、家墓に先行する形態であるといえる。

⑤家族墓の登場は、吐山では大正年間のことであり、戦後になって急速に普及する。しかし、家族墓は本来の墓の形態ではないとして、頑強に抵抗する人々もいて、現在に至るまで個人墓や夫婦墓の伝統が維持されている。

⑥墓の形態のおおよその歴史的展開としては、(1) 共同の供養碑、(2) 個人墓、(3) 夫婦墓、(4) 集合墓、(5) 家族墓、という流れのなかに位置づけることができるであろう。

⑦両墓制のなかでの埋め墓=埋葬地は繰り返し利用されてきた。明治一八(1885)年から大正十二(1923)年までの墓籍簿の分析を通じて、妊娠六ヶ月以上の「死産」を含めると、十歳未満の死者が全体の五〇、四%を占めていることがわかり、三十九年間の間に吐山全体では総計四〇八九㎡の墓地に七四一名が埋葬されていた。

⑧吐山の埋葬地は、①年齢別の形態、②どこにでも自由に埋葬できる形態、③家毎に区画されている形態に区分できる。大和高原一帯では、墓地を年齢別・男女別に区分し、さらに子ども（四～五歳まで）の墓地が分離されるケースが多い。この年齢別の墓地はムラの社会構造を反映したものであるといえる。石塔墓は家を単位として区画されるのが普通であるが、埋め墓と詣り墓の二つの墓地の異なった構成原理のなかに、この地域の異なった

原理が錯綜した社会構造を読みとることができるであろう。

(1997.8.10 記)

墓の形

